

瀬戸内市小・中学校「瀬戸内キズナ・ホリデー」実施要項

瀬戸内市教育委員会

1 目的

「瀬戸内キズナ・ホリデー」は、子どもたちが学校外での学びや体験を通じて、主体的な学びの楽しさを実感するとともに、家族や地域とのふれあいを深めることを目的とする。

2 趣旨

通常の学校教育活動から一時的に離れ、家族とともに家庭・地域・社会における多様な学びの機会を活用することで、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む。

3 対象

瀬戸内市立小・中学校に在籍する児童生徒で、「瀬戸内キズナ・ホリデー」の活用を希望し、保護者等とともに「瀬戸内キズナ・ホリデー」の趣旨に即した活動を行おうとする者

※「保護者等」とは、対象児童生徒の保護者、祖父母、その他保護者が対象児童生徒とともに活動することを認める大人（成年者）をいう。

4 実施日数

・年度3日までを上限とする（連続取得可能。残日数の次年度等への繰り越しは不可。）

【実施除外期間】

以下の期間は「瀬戸内キズナ・ホリデー」の実施対象外とする。

- ・各学期の始業日から1週間内
- ・入学式・卒業式（該当学年）
- ・運動会・文化的行事・学習発表会等の行事の当日およびその準備のための前1週間
- ・修学旅行等の校外学習の日
- ・定期考查期間（中学校）
- ・別に各学校が定める期間

※上記除外期間の具体的な期日は学校が指定する。

※除外期間は学校の行事予定に基づき、年度当初に保護者へ周知する。

5 活用方法の例

- ・自然体験（登山・魚釣り・キャンプなど）
- ・博物館・美術館・科学館等の訪問や創作活動
- ・地域の文化探究活動やボランティア体験
- ・職業体験

6 申請・承認手続き

- ①保護者は、実施希望日の1週間前までに「瀬戸内キズナ・ホリデー申請書」を学校へ提出する。
- ②学校は、内容や時期を確認し、校長が承認する。

7 出欠の扱い

- ・学校長が承認した「瀬戸内キズナ・ホリデー」については、欠席扱いとせず、出席停止等と同様に「出席を要しない日」として取り扱う。

8 安全管理

- ・活動中の安全確保は保護者の責任とする。
- ・活動中に発生した事故等の災害については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外である。

9 その他

- ・給食については、病気等での欠席と同じ対応とし、「瀬戸内キズナ・ホリデー」の日の給食を停止するなどの特別の扱いはしない。
- ・「瀬戸内キズナ・ホリデー」を取得することで受けられない授業の内容は、保護者の責任において補完することとし、別に補習授業等を実施しない。

10 施行日

令和8年4月1日施行